

質問第一〇九号

地域生活定着支援センターと救護施設の役割等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年三月八日

上野 通子

参議院議長 西岡 武夫殿

地域生活定着支援センターと救護施設の役割等に関する質問主意書

地域生活定着支援センターと救護施設の役割等について、以下のとおり質問する。

一 政府は刑余者の社会復帰を促進するため、平成二十一年度から各都道府県に「地域生活定着支援センター」の開設を進めてきた。平成二十三年三月時点の各都道府県別の開設状況を示されたい。また、事業の周知、積極的展開を進めるには、政府による現行の財政的、組織的支援では不十分と考える。政府としての今後の支援拡充の方策について、見解を明らかにされたい。

二 身体上又は精神上の著しい障害がある者の日常生活をサポートするために救護施設があるが、「地域生活定着支援センター」を利用できない刑余者が救護施設に向かう例が増えていると側聞する。救護施設と「地域生活定着支援センター」の役割分担について、政府の見解を明らかにされたい。

三 刑余者の社会復帰を進めるためには「地域生活定着支援センター」をはじめ、行政諸機関、民間団体の連携が欠かせないと考えるが、政府の現状認識と今後の運営方針を明らかにされたい。

右質問する。

